

2002年(平成14年)11月15日

第11回SOFITIC国際シンポジウムレポート

弁護士 大川 宏

第1 利用状況

1 ADR 機関、利用件数・料金

(1) 弁護士会仲裁センター以外のADR機関

以下のADR機関は、「ADR活用ハンドブック」(三省堂・大川宏外編)に掲載されたADR機関で和解あっせん(調停)もしくは仲裁を実施しているものを抽出したものである(2000年度分)。

利用件数(解決件数)欄が空白になっているADR機関については、相談と和解あっせん(調停)との区別が分明でないものである。

下記機関のうち年間100件以上の和解あっせん(調停)を取り扱っている機関は、証券苦情相談室(財)交通事故紛争処理センター(財)日弁連交通事故相談センター、中央建設工事紛争審査会(地方分を含む)、中央労働委員会(前同)である。

ADR機関名	利用件数(解決件数)	料金
1 証券苦情相談室	100件(78件)	2万円から5万円
2 生命保険相談所		無料
3 そんがいほけん相談室		無料
4 東京都貸金業協会消費者相談室		無料
5 東京都貸金業協会業務課		無料
6 海運集会所	15件(10件)	請求金額による
7 国際商事仲裁協会	9件(12件)	料金規定による
8 日本商品先物取引協会相談センター		無料
9 日本知的財産仲裁センター	5件(0件)	受付時5万円 期日毎に3万円 解決時解決額に応じて
10 文化庁長官官房著作権課	3件(0件)	46,000円
11 建築紛争調整室 ・東京都建築紛争調停委員会	0件	無料
12 中央建設工事紛争審査会 地方分	39件(36件) 167件(218件)	解決方法および請求事 項の価額による
13 医薬品PLセンター		5,000円
14 インテリアPLセンター	0件	各自1万円
15 化学製品PL相談センター		無料
16 ガス石油機器PLセンター		無料
17 家電製品PLセンター		1万円

18	(財)自動車製造物責任相談センター		5,000円
19	住宅部品PLセンター	0件(0件)	1万円
20	生活用品PLセンター		各自5,000円
21	消費生活用製品PLセンター		1万円
22	塗料PL相談室		無料
23	日本化粧品工業連合会PL相談室		低廉な料金
24	プレジャーボート製品相談室		1万円
25	国民生活センター相談部		無料
26	消費生活センター		無料
27	NACSウィークエンド・テレホン		無料
28	中央労働委員会 (全国)	613件(263件)	無料
	(中央)	37件(19件)	
29	船員労働委員会		無料
30	(財)交通事故紛争処理センター		無料
		6003件(相談も含め)	
		3644件(和解・審査による解決)	
31	(財)日弁連交通事故相談センター		
		983件(747件)	無料
32	政府調達苦情処理体制	2件	無料
33	東京都公害審査会	4件(1件)	請求する事項の価額による。

(2) 弁護士会仲裁センター等

弁護士会仲裁センター(名称は、仲裁センター、あっせん・仲裁センター、示談あっせんセンター、民事紛争処理センター、民事紛争解決センターなど様々である。が、ここでは、弁護士会仲裁センターと称する。)の平成13年度の取り扱い件数は以下のとおりである(開設順・受理事件のないところは省略)。

手数料については、申立時に申立人が1万円、期日毎に各自5,000円、解決時に解決時の紛争の価額の8%(解決額が増すと逡減する。)を当事者双方があっせん人・仲裁人の定めるところの割合により負担することになっているが、均分負担が多い。

	会名	利用件数(解決件数)	解決事件の内訳		
			和解	和解的仲裁判断	仲裁判断
1	第二東京	177件(61件)	56件	5件	0件
2	大阪	75件(26件)	25件	0件	1件
3	新潟県	22件(14件)	14件	0件	0件
4	東京	155件(57件)	54件	3件	0件
5	広島	7件(4件)	4件	0件	0件
6	横浜	15件(5件)	5件	0件	0件
7	第一東京	54件(31件)	29件	0件	2件

8	岡山	149件(61件)	60件	1件	0件
9	名古屋	168件(61件)	60件	0件	1件
10	同西三河支部	55件(27件)	27件	0件	0件
11	京都	11件(2件)	2件	0件	0件
12	兵庫県	52件(20件)	20件	0件	0件
	合計	930件(369件)	356件	9件	4件

(3) まとめ

上記のとおり，日本において，行政型であれ民間型であれ，年間100件以上の紛争を取り扱うADR機関の数は少ない。このような状況に対し，日本では，裁判所に設置された調停制度が充実しているから，行政型・民間型ADRが発達しないと言われている。

平成12年度の司法統計年報から簡易裁判所の調停事件の取り扱い件数を引用すると以下のとおりである。

総数	315,577件
内訳	
1 特定調停	210,785件
2 一般事件	78,900件
貸金業関係	36,447件
信販関係	8,042件
上記以外	34,411件
3 商事事件	12,758件
貸金業関係	5,068件
信販関係	2,495件
上記以外	5,195件
4 宅地建物	8,060件
5 交通事件	4,801件
6 公害等	226件

総数のうち特定調停事件が，全体の66.8%，約3分の1を占めている。特定調停手続は，支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するために，債務者が負っている金銭債務にかかる利害関係の調整を促進することを目的に，民事調停法の特例を設けたものであり，調停委員会には調停条項案を提示する権限を，裁判所には調停に代わる決定をする権限を与えている。

また，一般事件，商事事件のうち貸金業関係および信販関係の事件についても，調停委員会の債務者に対する後見的役割が強く働いており，運用の実態は，特定調停的である。

さらに，宅地建物の「地代もしくは借賃の額の増減の請求」については，訴え提起をする前に裁判所の調停を経由しなければならないことになっている（調停前置）。

したがって，これらの種類の紛争については，裁判所の調停が事実上市場を独占する状態になっており，民間型ADRが市場に参入できる余地は極めて少ない。

特定調停，貸金業関係調停，信販関係調停の事件を除いた調停件数は，合計52,467件であり，315,577件全体の16.6%を占めるに過ぎない。2桁違いと言われ

るほどには民間型のADRが司法型ADRと比べて低調というわけではない。

ところで、交通事故に関しては、簡易裁判所の取り扱い件数が4,801件であるのに対し、(財)交通事故紛争処理センターの和解あっせんおよび審査による解決件数3,644件(財)日弁連交通事故相談センターの示談あっせんの取り扱い件数983件(なお、平成13年度の全国の取り扱い件数は2,587件。)を加えると、ほぼ拮抗した数字となっている。なぜ、交通事故に関しては、司法型ADRと民間型ADRが肩を並べているのかを研究した刊行物は見当たらないが、今後のADRの拡充・発展を考えるうえで欠かせない研究課題である。

いずれにしても、日本ではADRの利用が欧米に比べてはるかに少ない。米国仲裁協会(AAA)が1年間に取り扱う件数は、年間約100,000件といわれている。絶対数から見ればはるかに多い。

しかし、以下の点に注意する必要がある。

アメリカでの訴訟件数は、年間1,800万件とも2,000万件(レビン・小林久子著・アメリカのADR事情「調停ガイドブック」・6頁)ともいわれており、これと米国仲裁協会の取り扱い件数を比較すれば、その比率は0.4%程度にとどまる。日米間にさしたる差はない。

また、平成12年度に日本の地方裁判所が取り扱った民事事件・行政事件の件数は、通常訴訟から破産、強制執行まであらゆるものを含めても1,161,498件である。アメリカの5%から6%程度にしかない。

日本では、ADRの利用が少ないというだけでなく、司法制度そのものの利用が少ないのが現状である。21世紀の司法に課された課題である。

2 紛争と処理類型等

前記1の(1)はいずれもある分野に属する特定の紛争を対象に取り扱うADR機関である。交通事故紛争、建設紛争、集团的労働紛争、証券紛争以外はあまり活発とは言えない状態である。

弁護士会仲裁センターは、民事紛争一般を取り扱っているが、紛争類型を仲裁統計年報(全国版)平成13年度から引くと以下のとおりである。

不動産売買をめぐる紛争23件、不動産賃貸借をめぐる紛争105件、請負契約をめぐる紛争75件、貸金をめぐる紛争42件、その他の契約紛争111件、不法行為をめぐる紛争309件、知的財産がらみの紛争6件、家族間の紛争90件、職場の紛争70件、会社関係の紛争13件、相隣関係39件、マンション関係9件、その他22件となっている。

群を抜いて多いのが不法行為による損害賠償請求事件で、全体の約3分の1を占めている。そのなかでも交通事故が108件約3分の1と最も多い。ついで、婚姻外男女関係に関する紛争(不倫事件)が53件と2番目に多い。

不動産賃貸をめぐる紛争も105件と多いほうであるが、明け渡しに関するもの、つまりは立退料問題が3割を占めている。

これらはいずれも賠償額、慰謝料額、立退料額という金銭の額の多寡に関するものである。

紛争解決手続として、仲裁を取り扱っている機関は、少数である。海運集会所、国際商事仲裁協会、日本知的財産仲裁センター、建設工事紛争審査会、労働委員会、船員労働委員会、公害審査会、弁護士会仲裁センター（但し、示談あっせんセンターの名称のものは仲裁を扱っていない。）である。しかも、全体として受理件数は少ない。

弁護士会仲裁センターを例にとると、930件の申立のうち仲裁判断によって解決したのはわずか4件である。和解的仲裁判断は、仲裁判断の形式をかりているが、和解契約の内容を仲裁判断の主文としたものであり、実質は和解である。

日本の日常用語では、調停と仲裁の区別をしていない。

「広辞苑を繙くと、仲裁は《争いの間に入り、双方を和解させること。仲直りの取り持ち。調停。》であり、調停は《当事者双方の間に第三者が介入して争いをやめさせること。仲裁。》である。」（小山昇・仲裁法新版1頁）と著名な仲裁法学者は書籍の冒頭の1頁に記している。

また、「ケンカの仲裁」などというように日常用語としての仲裁はなじみの深い言葉である。仲裁という翻訳語ができたのは、明治の初期であるが、江戸時代を背景にした小説のなかにも仲裁という言葉がしばしばでてくる。

このように日常用語としての仲裁は、日本ではプラスイメージで捉えられている。

しかしながら、法律上の仲裁はなじみのない制度であり、紛争発生前に仲裁契約をする慣行が極めて乏しい。「仲裁法制に関する中間とりまとめ」に対しては、消費者団体、弁護士会の消費者問題対策委員会から、仲裁は憲法上の権利である裁判を受ける権利の放棄であり、消費者に関しては紛争発生前の仲裁合意は無効とすべきとの意見が多数寄せられたとのことである（各界意見の概要（速報版））。一審限りである仲裁については強い警戒感がもたれている。

弁護士会仲裁センターの解決事件中に仲裁判断によるものが極めて少ないのはこのような事情が反映している。

第2 運用の実務 解決に至る流れ

ここでは、ADR機関一般について語る資格はないので、筆者の所属する第二東京弁護士会仲裁センターのことについて述べる。

第二東京弁護士会仲裁センターは、1990年3月の開設以来2002年3月末までの間に1,669件の申立があり、そのうち598件を解決している。そのうち、仲裁判断によるものが33件、和解の内容を仲裁判断の主文にしたものが71件となっている。したがって、運用としては、和解あっせんによるものがほとんどといってよい。

1 和解あっせんと裁定案制度

紛争発生前の仲裁契約があるケース、申立前に仲裁合意をしているケースは極めてまれであるので、申し立てられた案件はすべて和解あっせん手続によっている。

手続は、事実関係を確認し、事実上、法律上の争点を整理する段階では当事者双方同席でおこない、解決案を調整する段階で個別面接方式を適宜採用するのが一般的である。ただし、個別に事情を聞いた方が当事者が腹藏なく話しをできるという見解から個別方

式を採用するあっせん人もいる。そして、現に、当事者のなかには相手方と顔を会わせたくないという当事者もいる。筆者自身が扱ったケースでは、会社の株式の処分をめぐる親子間の争い（背景には母親と息子の妻の確執があった。）で、子が親と会いたくないと言い終始別席で手続を進め、和解契約書の調印の時に始めて同席したケース、不倫関係をめぐる争いで相手方の顔も見たくないと言って終始別席を求めたケース、同棲中の女性が男性にたびたび暴行被害を受け治療費と今後の絶縁を求めたケース、相手方と同席だと口で言い負かされるから同席したくないといったケース、がある。争点整理の段階でも、個別に話を聞いてほしいという希望はしばしば述べられる。

和解あっせん手続においても手続の透明性、中立性、公平性から同席でなければならないとの見解が強い。モデルとしては、同席調停が理想型の手続であるが、当事者の意向を無視したところに手続があるわけではない。

つぎに、第二東京弁護士会仲裁センターでは、「裁定案」という制度を設けている。規則は以下のとおりである。

「第25条 あっせん人は、事件の全部又は一部について裁定案（和解案を含む。以下「裁定案」という。）を出すことができる。当事者双方が希望する場合、あっせん人は裁定案を出すよう努めなければならない。

- 2 裁定案は、原則として書面で当事者双方に交付するものとし、あっせん人が適当と認める場合は、裁定案の理由を書面又は口頭で説明するものとする。
- 3 当事者は、裁定案に対して諾否の自由を有する。
- 4 裁定案を当事者双方が受諾した場合は、第23条の規定にしたがい、その内容の和解契約書を作成し又は仲裁判断を行う。
- 5 裁定案を当事者の一方又は双方が拒否した場合でも、あっせん人はさらに和解あっせん手続を継続することができる。」

この規定は、当事者に仲裁合意がないときの一種の非拘束的な仲裁判断ということができ、また、和解あっせん手続で紛争が解決しない場合、将来訴訟になった場合にその結果を予測する中立評価制度としての機能を果たしている。

裁定案に沿って和解が成立するケースが多いが、一方が受諾しないために訴訟に移行したケースで、あっせん人の裁定案とほぼ同趣旨の判決がでた例がある（東京地方裁判所平成10年（ワ）第23103号損害賠償請求事件・平成12年1月28日判決）。

2 和解あっせんから仲裁手続への移行

弁護士会仲裁センターでは、事前の仲裁合意があることは稀であるが、和解あっせん手続の途中で仲裁合意が成立する場合がある。この場合の規則は、以下のとおりになっている。

「第24条 あっせん人は、和解あっせん手続のいかなる段階においても、当事者双方に対し、仲裁の合意をして仲裁手続に移行する意思の有無について確認することができる。

- 2 和解あっせん手続の進行中に当事者双方が仲裁の合意をし、仲裁合意書を提出したときは、仲裁手続に移行する。この場合、和解あっせん手続を行っていたあっせん人

は、仲裁手続における仲裁人となる。但し、当該あつせん人の意見により、3人の合議体による仲裁手続とすることができる。

3 前項の場合において、当事者の双方又は一方が別の仲裁人による仲裁を希望する場合は、第6条の規定により別の仲裁人を選任する。」

調停人が仲裁人になることについては議論があるが、当事者の合意があれば、それまでの審理の結果をただちに反映でき効率的な解決を図ることができる。これも当事者の意向をどう見るかの問題である。

第3 裁判手続との関係

1 調停前置

民事調停法、家事審判法に調停前置の規定があるが対象機関はいずれも裁判所（地裁、簡裁、家裁）であり、現状では、民間のADR機関の調停を前置する制度はない。

2 付仲裁・付調停

現状では、裁判所から民間のADR機関の仲裁もしくは調停に事件を回付する制度はない。当事者の意思、手数料の負担、ADR機関の数等の問題があり、ただちに制度化できる問題ではなく、長期的な検討課題である。

3 時効の扱い

仲裁については、判例で時効中断効が認められているが、仲裁法の改正で明文化される方向である。

仲裁以外のADRについては、一部の行政型ADR機関（公害、個別労働）に時効中断（時効停止）効が認められている以外、時効中断効は認められていない。

4 執行力の付与

仲裁には確定判決と同一の効力があるものとされ、執行判決を得ることにより確定的な債務名義となる。

しかし、その他のADR機関における和解には、執行力が認められていない。執行力の確保のためには、公正証書にする、仲裁判断書にする等の外に簡易裁判所と提携して即決和解調書にすることがおこなわれている。

5 証拠調べ

仲裁法には、管轄裁判所の協力に関する規定があるが、その他のADRにはその種の制度はない。また、証拠調べに関しては、裁判所からADR、ADRから裁判所の両方向があるが、そうした制度を設けるかどうか、制度の内容をどうするかについては慎重に検討する必要がある。

第4 仲裁人・調停人の確保及びそのトレーニング

1 仲裁人の確保

弁護士会仲裁センターでは、一定の弁護士経験があることを要件に会員のなかから会長が指名している。その他、学識経験者等を推薦に基づいて会長が指名している。

2 仲裁のトレーニング

二弁仲裁センターでは、年7回、仲裁実務研究会を開催し、年3回、東京3弁護士会の共同研究会を持ち、年1回、1泊2日の夏季合宿を開催している。解決事例の研究が中心であるが、その時々に応じたテーマで外部の講師を依頼し、講演、セミナーを行っている。

他の弁護士会仲裁センターでも同様研究会等を定期的で開催している。